

2016年2月2日

衆議院議員	横路孝弘	衆議院議員	近藤昭一
衆議院議員	田島一成	参議院議員	相原久美子
衆議院議員	初鹿明博	参議院議員	川田龍平
衆議院議員	穀田恵二	参議院議員	倉林明子
衆議院議員	玉城デニー	参議院議員	主濱了
衆議院議員	照屋寛徳	参議院議員	福島瑞穂

建設アスベスト被害の早期救済と根絶を求める申し入れ書(案)

2016年1月29日、京都地方裁判所は、関西建設アスベスト京都訴訟において、国と建材企業の責任を認める判決を下しました。

今回の判決は、建設アスベスト被害について、東京地裁、福岡地裁、大阪地裁に続き四度国の責任を認めたものであり、国の責任を認める司法判断の流れは確定しました。

また、今回の判決は、初めて、アスベストの危険性を知りながら、警告表示も行わないまま石綿建材の製造・販売を続けた建材企業の共同不法行為責任を認めました。

そして、大阪地裁判決で平成7年以降、石綿建材の製造を禁止しなかった国の責任が認められたことは、それ以降も石綿建材の使用を促進した国土交通省の責任が強く非難されたことを意味します。また、京都地裁判決で建材企業の責任が認められたことは、厚生労働省のみならず、建材企業の監督官庁である国土交通省の責任も問われたものです。

建設アスベスト被害をめぐっては、現在740名を越える中皮腫や肺がんなどに罹患した被害者やその家族が全国3高裁、5地裁で裁判に立ち上がっています。すでに多数の被害者が亡くなり、原告らの「いのちあるうちに救済を」の願いは切実です。

今回の判決で国と企業の法的責任が一層明確になったことで、建設アスベスト被害者に対する補償制度創設の必要性はますます強くなっています。

建設作業者のアスベスト被害は、労災認定だけでも毎年500件を越えるなど最大・最悪のアスベスト被害として進行し、今後も石綿建材が使用されている280万棟といわれるビルなどの解体による石綿粉じん飛散による被害発生が危惧されています。

私たちは、国に対して、今回の判決に示された加害者としての責任を重く受け止め、建設アスベスト被害の救済と根絶に向けて以下の施策を実施することを強く要望します。

記

- 1 今回の判決を真摯に受け止め、原告ら被害者に謝罪すること。
- 2 政府として、建設アスベスト訴訟の早期解決の決断を行うこと。同時に、建設アスベスト被害者が早期に全面的に救済されるよう、「建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度（仮称）」を創設すること。
- 3 解体・改修工事等、建設現場でのアスベスト飛散を完全に防止するために万全の対策を行うこと
- 4 そのためにも、原告団・弁護士と面談・協議の場を設けること。

以上